

「J-耐震開口フレーム」を利用した新技術の取り組みについて

「J-耐震開口フレーム」の技術を利用した新しい取り組みとして、水平構面への利用が可能になりました。開発元である「J建築システム株式会社」の研究・試験により、これらの技術を一部構築することができましたので、その内容をご案内致します。

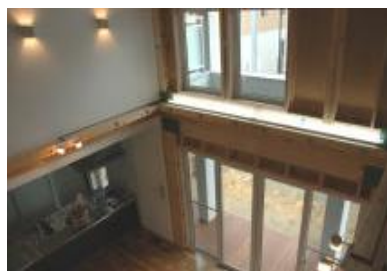
1. 水平構面への利用について

水平構面の開口部(吹抜け、階段室)に使用可能。

吹抜け等を設けた場合の火打ち梁の代わりとして、水平構面を補強できる耐力を保持現状では以下の使用方法に基づくことで、一部運用することが可能です。

1) 適用範囲

- ①建物の基本構造：軸組工法
- ②開口の大きさ：2.73m×3.64m以下
- ③フレーム種類：BOX型
- ④フレーム構成部材：105×150
- ⑤使用可能箇所：床構面、小屋構面
- ⑥開口部の形状：矩形
- ⑦開口部周囲の部材：105×105以上



水平構面の使用例

2) 使用方法

- ①建築基準法施行令46条3項のただし書きにより、床面の開口部に本フレームを用いて許容応力度計算(床倍率の計算)を行い、構造耐力の安全を確認して下さい。
- ②フレームには床荷重を負担させないことを原則とする。階段室に使用する場合に、受け材を設ける等の補強を行って下さい。(階段の荷重を負担する場合)

3) 計算に使用するフレームの耐力(床倍率)

開口部の大きさにより以下の3種類の耐力を使用します。

- ①開口部の長辺が1.82m以下……………0.62倍
- ②開口部の長辺が2.73m以下……………0.41倍
- ③開口部の長辺が3.64m以下……………0.31倍

※火打ち金物HBを平均負担面積3.3㎡以下に入れた場合(8畳で4ヶ所)0.3倍

4) その他

- ①申請上特に問題はないと思われませんが、提出先に事前確認をお願い致します。
- ②仕上げ・納まり等については事前に検討が必要になります。